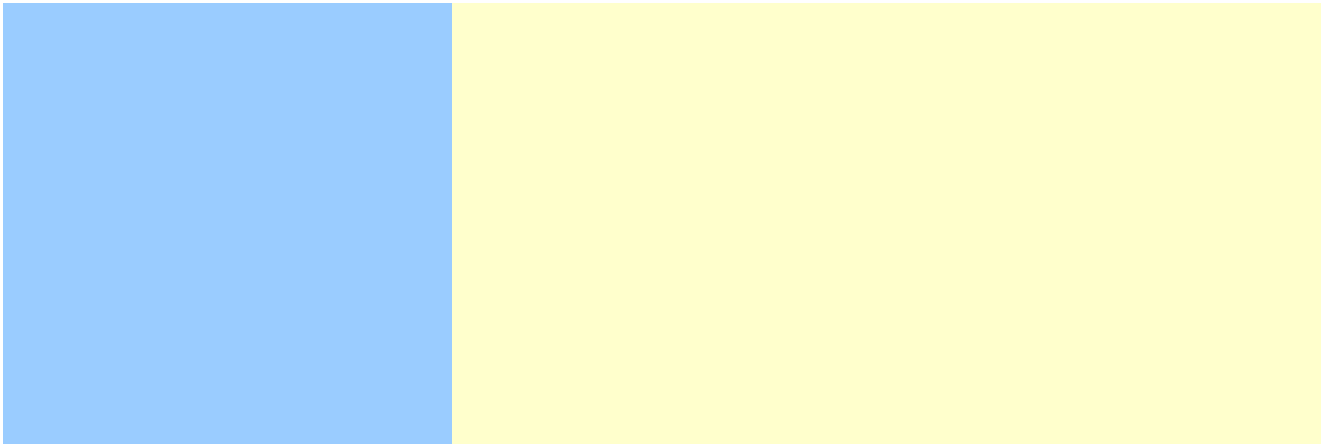


【原則1-7 関連当事者間の取引】

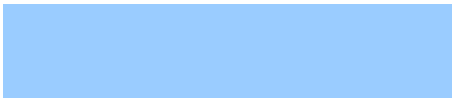
当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には事前取締役会での審議を要することを定めております。



経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1

(うち社外監査役)	(19百万円)
合 計	246百万円
(うち社外役員)	(47百万円)



1. 相談役・顧問等に関する社内規定の制定改廃や任命は、取締役会決議事項としております。
2. 飯塚名誉会長は、本人所有の当社株式をTKC全国会会員に贈与することにより、個人株主の増加及び株価の安定に大きく貢献しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行
代表取締役社長が取締役会の議長となり、他の取締役が出席して毎月1回必ず取締役会を開催し、情報を共有しながら迅速な意思決定に努めております。
現在、取締役は9名選任されており、社外取締役3名を除き、各取締役は経営における執行担当として担当部門をもっております。これらの業務執行取締役は、毎月の取締役会において、担当部門の業務執行状況を報告しております。また、平成18年12月22日より執行役員制度を導入しております。
2. 監督
取締役会は、毎月、担当業務を執行する取締役及び本社等の主要な部門の長から業務報告を受け、会社業務の執行状況を把握するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。
3. 監査
監査役は毎月の取締役会及び主要な社内会議に出席し、経営全般または個々の案件に関して意見陳述をするとともに、監査役会は、社団法人日本監査役協会殿の「監査役監査基準」等を参考に、当社の監査役監査方針、年度監査計画を策定し、これに基づき取締役の職務執行を監査しております。
また、会計監査人は、年度監査計画に基づき会計監査を実施するとともに、監査役及び代表取締役に対し、会計監査の方法及び結果について報告し、意見交換を行っております。
4. 指名
株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、「指名・報酬諮問委員会規定」に基づくものとしております。
独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の選解任基準に基づいて審議した結果を取締役に答申します。取締役会は、指名・報酬諮問委員会からの答申結果を尊重のうえ、審議・決定するものとしております。
5. 報酬
原則3-1の3および「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」の項にて記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役制度を採用すると共に、社外取締役を選任しております。
取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から、社外取締役を選任し就任いただいております。これにより、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等が確会ぞ議

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社では、お客さま、株主の皆さまをはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆さまと、良好なコミュニケーションを原点とした強固な信頼関係の構築につとめてまいります。

さらに、当社の会社重要情報の適時・適切なディスクロージャーを行うことは、コーポレート・ガバナンスの一環として経営の透明性向上のための重要な責務と考え、以下の方針に基づき情報開示を行ってまいります。

1. 基本方針

当社は、当社に係る会社情報について、お客さま、株主の皆さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまが当社に対する理解を深め、適正な評価をしていただくために、適時、適切かつ公平に情報開示を行います。

2. 開示情報

当社は、金融商品取引法その他の法令及び東京証券取引所の規則に該当する会社重要情報の開示を行うとともに、それ以外の情報につきましても、当社を理解していただくために有用な情報を積極的に開示します。

3. 開示方法

(3) 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算

